

# 物品調達及び役務の提供に係る大仙市公募型指名競争入札実施要綱

令和3年9月15日決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する物品調達及び役務の提供（建設コンサルタント業務等を除く業務委託等）を受ける契約（以下「物品及び役務等契約」という。）に係る公募型指名競争入札の実施に関し、大仙市財務規則（平成17年大仙市規則第61号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (対象案件)

第2条 公募型指名競争入札の対象案件は、物品及び役務等契約のうち、入札に付するものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 緊急的に実施する必要があると認められるもの
- (2) 公募型指名競争入札の方法で行うことが適切でないと認められるもの

## (入札参加資格要件)

第3条 前条に掲げる入札に参加する者は、次の各号に掲げる基準を全て満たすものでなければならない。

- (1) 大仙市入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 対象案件ごとに定める要件を満たすこと。

## (内容の掲示)

第4条 第2条に掲げる入札を行う場合は、大仙市入札契約資格等審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 発注案件名及び履行箇所（物品調達の場合は納入場所）
- (2) 発注概要
- (3) 入札予定時期
- (4) 入札に参加する者に必要な要件
- (5) 入札参加申込手続に関する事項
- (6) 指名通知の時期
- (7) 仕様書、図面及び金額を記載しない内訳書等（以下「設計図書等」という。）
- (8) 設計図書等に対する質問及び回答
- (9) 契約締結時期
- (10) その他必要な事項

2 前項の告示は、庁舎掲示板及び市ホームページに掲示するものとする。

## (入札参加申込等)

第5条 公募型指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）

は、公募型指名競争入札参加申込書（様式第1号。）と入札に参加するための要件を満たしていることを証明するための資料及びその他提出を求められた書類（以下「入札参加申込書等」という。）を併せて提出しなければならない。

- 2 前項の入札参加申込書等の提出先は、総務部契約検査課とし、提出があった際には、契約検査課は速やかに第3条に基づく要件に合致しているか確認するものとし、発注担当課が求める要件については、発注担当課が確認するものとする。この場合において提出書類に不足がある場合には、契約検査課長は、その内容の記載する書類の再提出を求めるものとする。

#### （再公募等）

第6条 市長は、前条に定める入札参加希望者が少数で競争性を確保することができないと認められる場合は、当該入札を中止し、再公募するものとする。ただし、市長が入札を執行することが適当であると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、中止した入札について入札参加資格が認められた者がいるときは、市長は、その者に当該入札を中止する旨の文書又はその他の方法により通知しなければならない。この場合において、中止した入札について既に認められた入札参加資格は、再度公募により入札に付した場合も効力を有するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員会における審議において、他に入札に参加する者がいないと認められるとき等の場合には、再公募は行わないものとする。

#### （入札参加申込書等の審査）

第7条 市長は、入札要件及び入札参加申込書等の前条に基づく審査により、物品調達については物品調達能力、役務の提供については技術的適性が適当と認められる者を委員会の審議を経て選定するものとする。

#### （指名通知等）

第8条 市長は、前条の規定により選定された者に対し、入札執行に必要な事項を付記し、指名通知するものとする。

- 2 市長は、前条で選定されなかった者に対し、所定の期限内に指名しない理由を付記し、入札参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

#### （設計図書等の閲覧等）

第9条 設計図書等は、第4条の規定による告示をした日から閲覧又は配布の方法により行うものとし、現場説明会は原則として行わないものとする。

#### （見積内訳明細書の提出）

第10条 入札執行者は入札に際し、必要と認める場合は、入札参加者に見積内訳明細書を提出させることができる。

#### （非指名業者への理由説明）

第11条 市長は、入札参加希望者で入札参加の申請を行ったにもかかわらず指名を受けなかった者（以下「非指名業者」という。）は、市長が指定する日までは、そ

の理由について書面により説明を求めることができる旨を付記し通知するものとする。

2 前項の規定による説明を求められた場合は、非指名理由説明書(様式第3号)により回答するものとする。

(異議の申立て)

第12条 非指名業者は、第5条第2項に掲げる要件を満たしていないことを理由とするものは、異議の申立てができないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めのないものは、別に定める。

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。